

実務家のための国際相続実践講座〔1〕

新日本アーンストアンドヤング税理士法人
ビジネス タックス アドバイザリー部
パーソナル タックス サービスグループ 税理士
清水 智恵子

Contents

1. 国際相続の概要

- (1) 個人富裕層をめぐる最近のOECDの動向
- (2) 日本と国際相続
- (3) 国際相続・贈与の特色

2. 国際私法

- (1) 相続統一主義と相続分割主義
- (2) 包括承継主義と清算主義
- (3) 日本の相続税法と通則法との関係

本稿から3回にわたり、国際相続について解説します。

1. 国際相続の概要

(1) 個人富裕層をめぐる最近のOECDの動向

欧米においては、多くの人が自身の財産や事業をスムーズにかつ効率的に親族等に承継・移転できるよう生前から計画しています(これをエステートプランニングといいます)。また、経済取引のグローバル化の進展により財産や事業が複数国に存在するようになり、国境を越えたエステートプランニングが行われるようになってきました。しかし、タックスヘイブンを利用した脱税や行き過ぎた租税回避が大きな社会問題となる等、各国税務当局もこれに目を光らせるようになってきました。こうした中、2009年5月に第5回OECD税務長官会議(FTA: Forum on Tax Administration)がフランス・パリで開催され、個人富裕層の税務コンプライアンス向上のための取組が議論され、議論を総括したFTA声明が発表されました。具体的には、租税回避スキームの類型等を把握し、個人富裕層専任部署を創設してリソースを集約し、また定期的に会議をする等各国税務当局間で協力し、国際的租税回避に対処するとしており、富裕層の課税問題は、国際的にも注目されています。

(2) 日本と国際相続

日本における相続事案は、日本人が国内資産(特に、国内不動産)のみを保有しており、これが日本人に相続されるという場合がほとんどであり、相続問題は、専ら国内だけで完結していました。しかし、経済取引のグローバル化の進展とともに、ヒト、モノ、カネの国境を越えた移動が活発化し、日本においても相続問題が国際化しつつあります。たとえば、国際結婚により海外で夫婦共有財産を取得する、海外勤務や海外留学後に現地に移住する、国内資産だけでなく海外資産も含めて国際分散投資する、海外で事業を営むといった状況の変化に伴い、日本人が国際相続に関与する事案や、日本に居住する外国人が日本で国際相続問題に直面する等、日本においても以前よりかなり身近な問題となってきています。

(3) 国際相続・贈与の特色

国際相続は、一か国だけではなく、複数国が関与し、それぞれの法制度や租税制度が異なることから、国内で完結する相続には見られない様々な問題が発生します。

まず、各国における相続法、家族法、夫婦財産制度、財産の所有制度等が異なり、どの国の制度が適用されるのかが問題となります。さらに、米国のように州が法律の制定権を持っており、相続法や財産法等の適用が多州間にわたる場合、どの州の法を準拠法にするのかといった問題が生じる場合があります。

各国における所得課税(所得税、法人税等)、財産課税(相続税、贈与税、富裕税¹等)、消費課税(消費税、付加価値税等)等の租税制度は、それぞれの国の財政政策とも密接に関連しており、様々です(税率等の各国制度の概要については、末尾の表参照)。特に、相続税等の財産課税制度については、税金の種類、納税義務者、課税標準の計算方法、税率等、国によって相当の相違があります。

① 各国の相続をめぐる課税制度

多くの国では、人の死亡によって財産が移転する機会に、その財産に対して相続税課税を行っています。相続税の課税方式としては、遺産税方式と遺産取得税方式の二つの類型があります。

遺産税方式とは、被相続人の遺産を対象として一括して課税する方式で、米国、英国等の英米法諸国で採用されています。一方、遺産取得税方式とは、相続人毎に、取得した相続財産について個別に課税する方式で、ドイツ、オランダ、スイス等ヨーロッパ大陸諸国で採用されています。日本のように両者の折衷(法定相続分課税方式)を採っている国もあります²。オーストラリア、ニュージーランドのように相続税を課さない国や、カナダのように相続税の代替として死亡時譲渡益課税を行う国もあります。

このような各国相続税法の違いにより、たとえば米国で被相続人に課税、日本で相続人に課税される等、同一人物の死亡という事象に対して異なる人に課税される場合や、カナダで所得税、日本で相続税を課される等、同一人物の死亡という事象に対して別の種類の税を課されることがあります。

- 1 フランスやノルウェーでは、ある一定額の純資産以上の額について富裕税を課しています。
- 2 財務省は平成21年度税制改正において、現行の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更する予定でしたが、その実施は見送られています。

② 相続税等の納税義務者

日本においては、その個人の居住形態によって、所得税法では居住者と非居住者に、相続税・贈与税では無制限納税義務者と制限納税義務者に区分して、それぞれの納税義務を定めています。居住者・無制限納税義務者については、全世界の所得・財産について、非居住者・制限納税義務者は、国内の所得・財産についてのみ課税します。

日本のように居住地によって納税義務の範囲を規定している国がほとんどですが、米国のように市民権や永住権の有無によって区分している国もあります³。すなわち、市民権を有している限り、世界中どこにいても自国の課税を受けます。さらに、米国では、市民権・永住権を放棄する場合、全世界で所有する財産すべてについて時価評価し、当該財産を譲渡したものとして譲渡益課税がなされ、また最高税率による遺産税が課されます(これを出国税と言います)。

③ 相続税の税率等

税率については、日本、フランス、オランダのように最高税率が50%以上の国もあれば、イタリアのように最高税率が10%以下という国もあります。

また、各国において相続税の基礎控除額、配偶者控除額、配偶者への贈与を金額に関わらず非課税とする等、課税金額も異なります。各国の相続税課税システムは、その国の相続法と密接に関連しており、夫婦の相続に関する民法規定等の差異が、配偶者控除等とも関連しており、各国で様々な制度となっています。

④ 贈与税

贈与税は、贈与によって財産が移転する機会にその財産に対して課される税金ですが、相続税の補完税として、生前贈与による相続税回避を防ぐために多くの国で採用されています。ニュージーランドのように相続税は課さずに贈与税のみを課す国もあります。また、米国のように相続税と贈与税を統合し、累積的課税制度を採用している国もあります。

³ 日本でも、相続税・贈与税等において一部国籍を基準とする規定があります。

⑤ 相続手続きと課税の問題

さらに、各国おける相続手続きや慣習も多様であり、手続き面においても様々な問題を引き起こしています。米国においては、遺産の所有者である被相続人が死亡すると、その相続財産は遺産財団(Estate)に入り、裁判所による検認(プロベート)を受け、相続人に財産が移転します。米国では、遺言を作成している場合が多いのですが、遺言がある場合であっても、プロベートには、通常1~2年を要すると言われていています。こうしたプロベートの煩雑さを避けるため、米国では信託(revocable living trust)を利用している場合が多く見られます。

日本の相続税の申告期限は、相続開始後10ヵ月ですが、米国は原則9ヵ月、さらに12ヵ月の延長が認められています。日本と米国との間で二重課税が生じている場合に、それぞれの国がどのタイミングで外国税額控除を行うのか、という問題があります。また、相続財産の中に受取家賃や利息等の収益を生む財産がある場合、プロベートに2~3年かかっている間にも所得は発生しています。この所得について日本で所得税申告をどのように行うかといった実務的な問題も発生してきます。さらに、米国において信託を利用した場合、この信託を日本の税務上どのように取り扱うかという問題もあります。

2. 国際私法⁴

日本人に相続が開始した場合、遺言がない場合には、その死亡した人の相続人を確定し、その相続人が遺産分割協議を行い、各相続人が被相続人の財産を承継することになります。これらの作業はすべて日本の民法の定めるところに従って行われます。では、たとえば、日本に住んでいるアメリカ人が死亡した場合も、死亡国である日本の民法に従って、相続人を確定し、遺産分割をおこなえばよいのでしょうか。

(1) 相続統一主義と相続分割主義

日本に住んでいるアメリカ人が死亡した場合、「法の適用に関する通則法」⁵(以下「通則法」という。)に従うこととなります。通則法第36条は『相続は、被相続人の本国法による。』と規定しています。この例ですと、被相続人はアメリカ人なので、アメリカの法律によることとなります。

ところが、通則法は日本国がその立法権に基づき日本独自の立場で制定した国内法であり、各国には各国の国際私法があり、しかも統一されていないので、日本の通則法だけでは準拠法は決定されないという事象が生じます。

日本は、相続される財産の種類や所在地等について区別することなく、すべての相続関係を被相続人の本国法で決める、という考え方を採用しています。これを相続統一主義といいます。被相続人の本国法ではなく住所地法とする国もあります。相続統一主義で本国法を採用している国は、日本のほかには韓国、ドイツ、イタリアなどがあります。また、住所地法を採用している国は、スイス、デンマークなどです。

これに対し、アメリカは相続分割主義を採用しています。相続分割主義とは、相続される財産を動産(現金、預金、株など)と不動産(土地、建物など)とに分け、動産は被相続人の本国法または住所地法により、不動産はそれが所在する国の法律によるものとするものです。相続分割主義を採用している国は、アメリカのほかにはイギリス、フランスなどが挙げられます。

4 国際私法とは、国際的な私法関係について、関係する各国の法律のうち、最もその法律関係を規律するのに適している法律を選択し、これによってその法律関係を規律するものです。その選択された法律を「準拠法」といいます。

5 従来は「法例」という題名の法律(明治31年法律第10号)であったものが、平成18年法律第78号により、題名本文ともに改正されたもの。

日本で死亡したアメリカ人が日本に不動産を保有している場合、この不動産については、通則法36条によれば、被相続人の本国法であるアメリカの法律が準拠法になります。しかし、アメリカの国際私法によれば、不動産の所在する国、すなわち日本の法律が準拠法になります。通則法第41条は『当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。』と規定しており、結論として日本法が準拠法になります。これを「反致」といいます。

(2) 包括承継主義と清算主義

日本の民法第896条は「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定しています。相続発生と同時に、被相続人と利害を有する者との間で何らの清算手続きを経ずに、被相続人の財産が包括的に相続人に移転する考え方を包括承継主義といいます。包括承継主義を採用している国は、日本のほかにはドイツ、イタリア等があります。日本の民法では、相続開始とともに遺産は共同相続人の共有となり、遺産分割協議により、各相続人に帰属することになります。ドイツやイタリアにも法定相続人と法定相続分の規定はあるようです。

一方、相続が発生した場合、相続財産は直ちに相続人に承継されず、いったん死亡した者の人格代表者(Personal representative)に帰属させ、この者が被相続人の利害関係人との間で財産の清算をし、その結果プラスの財産が残る場合にはそれを相続人が承継するという法形態を採用している国があります。アメリカ、イギリス等が該当します。これを清算主義と呼びます。

アメリカの場合、相続開始の時点で遺産は遺産財団(estate)に移転します。遺言がある場合には遺言執行者(executor)が遺言を執行し、遺言がない場合には遺産管財人(administrator)が遺産財団の管理・処分をします。遺言のある場合には、それに従いますが、遺言のない場合は、州の相続法に規定する法定相続分により分配されます。日本のように相続人による遺産分割という手続きは、アメリカをはじめとする清算主義を採る国にはないと考えられます。

(3) 日本の相続税法と通則法との関係

日本の相続税の法定申告期限において、相続財産が未分割である場合、相続税法第55条(未分割遺産に対する課税)は、「分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って当該財産を取得したものととしてその課税価格を計算するものとする。」と規定しています。たとえば、被相続人が包括承継主義を採用している外国人の場合、相続人の範囲および法定相続分は、通則法の規定に従い、被相続人の本国法によるのか、あるいは、日本の民法に規定する法定相続人が法定相続分により取得したものととしてその課税価格を計算するのかという疑問が生じます。相続税法第55条は、『共同相続人が民法の規定による相続分に従って当該財産を取得したものととして』とあるので、これだけを見ると日本の民法に規定する法定相続人および法定相続分によるのかと思われそうですが、国税庁が公表している質疑応答事例⁶では、各人の課税価格を計算する場合において、遺産が未分割のときは「被相続人の本国法の規定による相続人及び相続分を基として計算する」ことが明らかにされています。

次に、被相続人が外国人の場合、相続税の総額計算はどのように計算するのでしょうか。相続税の計算過程においては、まず、各相続人の課税価格の合計額から、遺産にかかる基礎控除を差し引いて、課税相続財産の額を求めます。この遺産にかかる基礎控除は、5千万円と1千万円に相続人の数を乗じた金額との合計額ですが、ここでいう相続人とは、相続税法第15条2項において日本の『民法第5編第2章(相続人)の規定による相続人の数とする』と規定されています。

また、相続税の総額の計算は、被相続人の課税相続財産を法定相続人が法定相続分で相続したものと仮定し、法定相続人ごとに相続税の税率を乗じ、その総和を相続税の総額とします。ここで用いる法定相続人および法定相続分についても、相続税法第16条に日本の民法の規定による相続分と規定されています。

先ほど紹介した質疑応答事例では、外国人が死亡した場合における相続税の総額の計算は、日本の民法の規定による相続人および相続分を基として計算することを、照会要旨において記載しています。

ところで、日本と日本以外の国の法定相続人の範囲について、典型的な相違は、実質上の配偶者(common law spouse)でしょう。イングランド、ウェールズ、スコットランドでは登記された同性婚のパートナーも法定相続人であり、配偶者同様法定相続分が認められています。一方、日本の民法では、この同性婚のパートナーは法定相続人には該当しません。

たとえば、相続人が、同性婚のパートナーと子どもひとりの場合、相続税の総額を計算する場合の法定相続人は子どもひとりとなり、5千万円に1千万円を加えた6千万円が遺産に係る基礎控除となります。また、子どもひとりが財産を相続したものととして、相続税の税率を乗じて相続税の総額を計算することとなります。

6 国税庁ホームページ>税について調べる

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/sozoku/11/02.htm>

国名	個人所得税 の最高税率	キャピタル・ゲイン課税	法人税率	富裕税	相続・贈与税		消費税率
					相続税	贈与税	
日本	50.0	課税 土地建物：39(5年以上保有)、 20(5年超保有)	40.7	なし	10-50	10-50	5.0
中国	45.0	課税(20)	25.0	なし	なし	なし	17.0
香港	17.0	非課税	16.5	なし	なし	なし	なし
シンガポール	20.0	非課税	18.0	なし	なし (2008年2月15日 以降廃止)	なし	7.0
オーストラリア	46.5	50のみ課税対象 (1999年以降)	30.0	なし	なし	なし	10.0
ニュージーランド	39.0	原則、非課税	33.0	なし	なし	5-25	12.5
英国	40.0	課税(18)	28.0	なし	40	なし ただし、 死亡前7年以内 の生前贈与は相 続税の対象	17.0
フランス	48.0	課税(30.1) 不動産：10(5年以上保有)、 0(15年以上保有)	34.4	0.55-1.8	5-40	5-40	19.6
ドイツ	45.0	課税 事業用資産、不動産(10年未 満保有)、株式投資株式(25分 離課税)	29.8	なし	7-50	7-50	19.0
イタリア	44.9	課税 不動産：12.5(5年超保有)、株 式：12.5	27.5	なし	4-8	4-8	20.0
オランダ	52.0	原則、非課税	25.5	なし	5-68	5-68	19.0
ノルウェー	40.0	課税(28)		0.4(国税) 0.7(地方税)	6-15	6-15	
スウェーデン	62.0	課税 (原則：30、居住用資産：22)	28.0	なし	なし	なし	25.0
スイス	46.5	連邦税：非課税、州税：国 内不動産の譲渡のみ課税	24.5	なし	州税のみ	州税のみ	7.6
モナコ共和国	なし	なし	33.3	なし	なし	なし	19.6
リヒテンシュタイン	なし	なし	20.0	なし	なし	なし	7.6
ロシア	13.0	課税	24.0	なし	なし	なし	18.0
米国	35.0(連邦) 0-10(州税)	課税	35.0(連邦) 0-10(州税)	なし	18-45(連邦税)	18-45(連邦税) 0-10(ニューヨー ク州の場合)	8.0
カナダ	39.0-48.25	50のみ課税対象	29-35	なし	死亡時譲渡益 課税、州税あり	死亡時譲渡益 課税、州税あり	15.0
メキシコ	28.0	課税	28.0	なし	なし	なし	15.0

上記表中の数値(税率)はすべて「%」。

(Ernst & Young が作成した The 2009 global executive, The 2009 worldwide corporate tax guide, The 2008 worldwide VAT and GST guide をもとに作成)。

(注)日本のキャピタル・ゲイン課税の内容について、一部修正しております(2009.11.19)

Contact

ビジネス タックス アドバイザリー部

清水 智恵子 ディレクター 03 3506 2633 chieko.shimizu@jp.ey.com

太田 光範 シニアマネージャー 03 3506 2448 mitsunori.ota@jp.ey.com

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2009 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。